

(別紙)

## 専 門 家 募 集 要 領

平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業は、次の5つの事業内容を実施することとしています。

- ① 専門家リストの整備
- ② 相談窓口の設置
- ③ 輸出産地等の現状把握の実施
- ④ 専門家による技術的サポートの実施
- ⑤ 商社等の貿易業者や通関業者、流通業者等の紹介の実施

この事業では、輸出産地等の意向等に応じた①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留等の各分野の専門家による技術的サポートが重要な役割を担っています。

このため、専門家は、本事業への協力に理解を示し、現場指導の対応が可能な専門家としての資質を有する者を以下のとおり200名程度を募集します。

### 1. 分野別の募集人数

- (1) 植物検疫に係る専門家 : 30～50名
- (2) 病虫害防除・栽培管理に係る専門家 : 80～100名
- (3) 農薬の残留に係る専門家 : 50～70名

### 2. 専門家の業務内容

#### (1) 植物検疫に係る専門家

- ① 輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などからの電話、ファックス等による相談の対応
- ② 関係者に相談窓口の開設の広報
- ③ 輸出産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ④ 「産地・事業者カルテ」の作成
- ⑤ 地方自治体、生産者、生産者団体等の現地関係者を含めた検討体制の構築
- ⑥ 輸出先国の植物検疫条件に係る情報提供、輸出先国の植物検疫条件をクリアするための指導、植物検疫に係る手続き等について、継続的な技術的サポートの実施
- ⑦ 一般社団法人全国植物検疫協会への報告及び必要な書類の提出
- ⑧ その他一般社団法人全国植物検疫協会が指示する事項

#### (2) 病虫害防除・栽培管理に係る専門家

- ① 関係者に相談窓口の開設の広報
- ② 輸出産地等での輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ③ 「産地・事業者カルテ」の作成
- ④ 輸出先国が要求する病虫害の防除指導、輸出先国が要求する栽培等の

指導等栽培体系、農産物の生育状況、病虫害の発生状況等産地の実態に応じた継続的な技術的サポートの実施

- ⑤ 一般社団法人全国植物検疫協会への報告及び必要な書類の提出
- ⑥ その他一般社団法人全国植物検疫協会が指示する事項

### (3) 農薬の残留に係る専門家

- ① 関係者に相談窓口の開設の広報
- ② 輸出産地等での輸出に関する意向、現状、課題等の聴取
- ③ 「産地・事業者カルテ」の作成
- ④ 病虫害防除に当たっての適正な農薬の使用指導、輸出先国の残留基準に応じた農薬散布の指導等産地の実態に応じた継続的な技術的サポートの実施
- ⑤ 一般社団法人全国植物検疫協会への報告及び必要な書類の提出
- ⑥ その他一般社団法人全国植物検疫協会が指示する事項

## 3. 勤務時間

勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の8時30分から17時までとする。ただし、専門家が組織に所属する場合は、当該組織の定める勤務時間による。

## 4. 賃金・旅費

### (1) 賃金

当該事業の専門家として勤務した場合、次の基準により賃金を支給する。

- ① 相談対応の勤務の場合は、1時間当たり3,500円を支給する。当該勤務には相談による「産地・事業所カルテ」の作成を含むものとする。
- ② 輸出産地等（現地）での輸出に関する意向、現状、課題等の聴取及び検討体制の構築並びに技術的サポートの実施による勤務の場合は、日額として14,000円を支給する。当該勤務には聴取内容やサポート内容を記録する「産地・事業所カルテ」の作成を含むものとする。
- ③ 輸出産地等からの照会に基づく調査等に係る事務処理の勤務の場合は、1時間当たり3,500円を支給する。

### (2) 旅費

全植検協が定める支給額により日当、交通費等を支給する。

## 5. 専門家の選定

専門家は、植物検疫、病虫害防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る業務に5年以上従事した経験のある有識者からなる選定委員会において厳選され、委嘱通知書をもって登録されます。

## 6. 募集期間

平成29年4月3日～平成29年5月15日

平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業

専門家応募用紙(様式1)

提出月日	
応募する専門家の分野	
氏 名	
所 属 等	
住 所	
電話番号	
FAX番号	
eメールアドレス	
現場指導の経験の内容	
専門家として対応を希望する地域(都道府県等)等	
経験年数 (いずれかに○を付けてください)	5年以上10年未満      10年以上20年未満      20年以上
その他参考となる事項	



**平成29年度輸出先国の規制に対応するためのサポート体制整備委託事業  
専門家応募用紙に係る留意事項**

平成29年4月3日

1. 応募は、個別用紙に記入して応募(様式1を使用)するか、組織全員分をまとめて記入して応募(様式2を使用)するかしてください。(いずれか片方を提出ください)
2. 専門家として募集する分野は、①植物検疫、②病虫害防除・栽培管理、③農薬の残留です。この他に農産物の輸出に当たって、専門性を必要とする分野があればその他として、その詳細を余白等にご記入ください。
3. 植物検疫に係る専門分野は、①輸出先国の植物検疫条件に係る情報提供、②輸出先国の植物検疫条件をクリアするための指導、③植物検疫に係る手続き、等です。
4. 病虫害防除・栽培管理に係る専門分野は、①輸出先国が要求する病虫害の防除指導、②輸出先国が要求する栽培等の指導、等です。
5. 農薬の残留に係る専門分野は、①病虫害防除に当たっての適正な農薬の使用指導、②輸出先国の残留基準に応じた農薬散布の指導、等です。
6. カルテ等の提出や事務局からの連絡等は、電子メールにより実施したいと考えています。このため、メールアドレス欄には、常に連絡のできるアドレスをご記入ください。
7. 現場指導の経験の内容欄には、これまでの経験等を簡潔に記入してください。
8. 専門家の方には、できるだけ最寄りの地域(都道府県単位)を担当していただく予定です。仮に専門家として対応いただく場合、どの範囲まで対応が可能か希望等があれば、専門家として対応を希望する地域(都道府県等)等欄にその範囲をご記入ください。他の都道府県にまたがっても差し支えない場合は、「希望なし」とご記入ください。
9. 当該専門家として、参考となる事項等がある場合は、その他参考となる事項欄にご記入ください。